

松茂町結婚活動支援事業補助金交付要綱

平成31年3月12日

要綱第5号

改正 令和3年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、松茂町の人口減少対策として、独身男女の結婚を目的とした婚活サポート事業者等の利用に要する経費に対し、松茂町が予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚活サポート事業者 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービス（以下「婚活サポート」という。）を提供する事業者であって、松茂町内に事業所を有する法人をいう。ただし、松茂町内の事業所において婚活サポートの提供を行っていない場合であっても、松茂町外でそのグループ会社が婚活サポートの提供を行っている場合は、松茂町外の事業所であっても婚活サポートを提供する松茂町内に事業所を有する法人とみなす。
- (2) 婚活サポート登録料 婚活サポート事業者に入会する際に支払う料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 松茂町に1年以上住所を有し、かつ、居住している20歳以上の独身の者
- (2) 結婚後、松茂町に定住する予定のある者
- (3) 過去にこの支援事業により助成を受けていない者
- (4) 町税等（国民健康保険税、介護保険料、各種公共施設使用料及びその他町の各種融資の償還金を含む。）を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係していない者

(補助金の額等)

第4条 補助の対象となる事業及び補助金の額等の基準は、別表のとおりとする。

2 前条に規定する補助対象者への補助金は、1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、入会登録後30日以内に、松茂町結婚活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付申請を行わなければならない。

- (1) 入会を証明する書類（写し）
- (2) 婚活サポート登録料等の支払った額が分かる書類（写し）
- (3) その他町長が必要であると認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、松茂町結婚活動支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により当該交付申請をした者に通知するものとする。
（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者が、補助金の交付を請求しようとするときは、松茂町結婚活動支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。
（補助金の取消し等）

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、松茂町結婚活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付を受けた補助金に係る婚活サポートの登録の有効期間が満了する前に、自己の都合により退会したとき（ただし、結婚、婚約又は交際による退会は除く。）。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が取消しが相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、松茂町結婚活動支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により交付された補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者	事業の種類	補助の対象とする経費	補助金の額の基準
第3条に該当する者	婚活サポート登録料	婚活サポート登録費用のうち、入会金、登録料及びその他これに類するもの	経費の2分の1以内の額とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、12万円を限度とする。